

小樽市特定空家等住宅除却費補助金交付要綱

制定：平成30年3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する特定空家等住宅の除却を促進し、もって市民の安全で安心な生活環境を確保するため、特定空家等住宅の除却に要する費用の一部を補助することを目的に交付する小樽市特定空家等住宅除却費補助金（以下「補助金」という。）に関し、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (2) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。
- (3) 特定空家等と同等の状態 小樽市特定空家等認定基準に規定する小樽市特定空家等判定調査票に基づき判定された場合において、特定空家等と認められる状態のものをいう。
- (4) 特定空家等住宅 次の各号のいずれにも該当する専用住宅又は兼用住宅（一戸建て又は長屋建てのものに限る。）で、おおむね1年以上居住者がいない状態のものをいう。
 - ア 特定空家等又は特定空家等と同等の状態と判定されたもの
 - イ 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条の規定により不良住宅と判定されたもの
- (5) 特定空家等住宅の所有者 当該特定空家等住宅の登記簿（当該特定空家等住宅が未登記である場合にあつては、固定資産課税台帳）に所有者として登録されている者又はその相続人をいう。
- (6) 除却 建築物及びその工作物を解体し、及び撤去することをいう。
- (7) 除却工事 特定空家等住宅を除却する工事をいう。
- (8) 除却施工者 市内で事業を行う者（法人にあつては市内に本店を有する者に限り、個人にあつては市内に住所を有する者に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定に基づく北海道知事の登録を受けている者で、市税を滞納していないもの
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けている者で、市税を滞納していないもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者（個人に限る。）とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 特定空家等住宅の所有者（相続人である場合は、その相続人全員の同意書を市長に提出することができる者）であること。
- (2) 補助対象者以外に当該特定空家等住宅の所有権を有する者がいる場合は、その全員の同意書を市長に提出することができること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 前年（第8条の規定による申請があった日の属する月が4月及び5月である場合にあっては、前々年）の世帯総所得の額（所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの規定の例に準じて算出した所得金額（退職所得の金額、一時所得の金額等継続的でない所得金額がある場合又は給与所得者が就職後1年を経過していない場合等当該所得金額を同条の規定による申請をした者の継続的所得金額とすることが著しく不適当である場合においては、市長が定めるところにより認定した額）の合計額をいう。）が、直近において厚生労働省が公表した国民生活基礎調査における全世帯の1世帯当たり平均所得金額以下であること。
- (5) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年小樽市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象物件）

第4条 補助金の交付の対象となる特定空家等住宅（以下「補助対象物件」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の市街化区域（港町、築港並びに銭函4丁目及び5丁目を除く。）内に存するものであること。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていない、又は設定されているすべての権利権者の同意書を、市長に提出できるものであること。
- (3) 補助を受ける目的で故意に破損させたと認められるものでないこと。
- (4) この要綱による補助以外に、他の建築物の除却に関する補助を受けていないものであること。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす除却工事とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 除却施工者が施工するものであること。
- (2) 更地とするものであること。
- (3) 区分所有建築物である場合は、同一敷地内で補助対象者が所有する部分の全てを除却するもの（当該除却工事に伴う、残りの区分所有建築物部分の復旧等、必要最小限の補修工事を含む。）であること。
- (4) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例第5条第1項に規定する暴力団関係事業者が関与しないものであること。

（補助金の額）

第6条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 補助金の額は、補助対象物件1戸当たり、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 除却工事に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額）

(2) 国土交通大臣が定める除却工事費の1平方メートル当たりの額に除却工事を行った延べ面積を乗じて得た額の3分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額）

(3) 30万円

(建築物の調査申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとするときは、あらかじめ、建築物調査申請書（第1号様式）に補助を受けようとする特定空家等住宅の平面図を添付して市長に申請し、補助対象物件であることの確認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する建築物の調査申請があったときは、補助対象物件であるかどうかを確認するために必要な調査を行い、その結果を建築物調査結果通知書（第2号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第2項の規定により補助対象物件であることの確認を受けた補助対象者は、交付申請をしようとするときは、除却工事を行う日の属する年度の12月末日（その日が小樽市の休日定める条例（平成4年小樽市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日（以下単に「市の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）までに、補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象物件の写真
- (2) 建物の全部事項証明書
- (3) 住民票の写し（世帯全員のもの）
- (4) 世帯の所得状況を証する書類
- (5) 市税に滞納がないことの証明書
- (6) 相続人であることを確認することができる書類（相続人である場合に限る。）
- (7) 同意書（相続人又は所有権者が複数いる場合）
- (8) 除却工事の見積書及び工程表
- (9) 第2条第8号ア又はイのいずれかに該当することを証するもの
- (10) 建築物調査結果通知書の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（第4号様式）により、補助金の不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(着手の届出)

第10条 前条の補助金交付決定通知書を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、速やかに除却施工者と除却工事の請負契約を締結し、工期を定め、着手届出書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 除却工事請負契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 除却工事は、前条の補助金交付決定通知書を受ける前に、着手してはならない。

(除却工事の変更又は取りやめ)

第 1 1 条 補助決定者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を取り止めようとするときは、あらかじめ、補助金交付決定（変更・取りやめ）申請書（第 7 号様式）に次に掲げる書類（変更の場合に限る。）を添付して市長に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の除却工事の見積書
- (2) 変更内容を審査できる図面及び写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認したときは補助金交付決定（変更・取りやめ）承認通知書（第 8 号様式）により、不承認としたときは補助金交付決定（変更・取りやめ）不承認通知書（第 9 号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第 1 2 条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、完了実績報告書（第 1 0 号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 除却工事の内容が確認できる写真
- (2) 除却工事請負変更契約書の写し（除却工事費の内容が変更となった場合に限る。）
- (3) 工事代金の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の完了実績報告書は、補助事業が完了した日の属する年度（以下「完了年度」という。）の 1 月末日（その日が市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 1 3 条 市長は、前条第 1 項の報告があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第 1 1 号様式）により補助決定者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し必要な是正措置を命じ、当該措置がなされたことを確認した後、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により補助決定者に通知することができる。

（補助金の請求）

第 1 4 条 前条の補助金額確定通知書を受けた補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第 1 2 号様式）により市長に請求しなければならない。

2 前項の請求書は、完了年度の 2 月末日（その日が市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）までに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 1 5 条 市長は、前条第 1 項の請求があったときは、補助決定者に対して補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 1 6 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に規定する期日までに書類の提出がないとき。

(3) 期間内に補助事業が完了しないことが明らかになったとき。

(4) 市が行う調査に協力しないとき。

(5) その他補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定による取消し又は返還を命ずるときは、補助決定者に対して、交付決定の取消し・補助金の返還通知書（第13号様式）によりその旨を通知するものとする。

（関係書類の保管）

第17条 補助決定者は、補助事業に関する書類を、完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

（調査への協力）

第18条 この要綱の規定により補助金の交付を受け、又は受けようとする者は、市が行う調査に協力しなければならない。

（補足）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。